

○赤磐市重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第99号

改正 平成21年5月28日告示第69号

平成22年5月10日告示第44号

平成24年6月20日告示第67号

平成24年8月17日告示第82号

平成25年3月26日告示第27号

平成25年8月8日告示第83号

平成25年8月21日告示第89号

平成25年12月12日告示第112号

平成27年6月12日告示第62号

平成28年3月25日告示第19号

平成28年3月30日告示第27号

平成29年3月23日告示第31号

令和4年1月11日告示第3号

令和4年2月14日告示第25号

（趣旨）

第1条 この告示は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 重度障害児（者）日常生活用具給付等事業（以下「本事業」という。）は、予算の範囲内において、本市内の在宅の重度身体障害児（者）、知的障害児（者）及び精神障害者（以下「障害者等」という。）、難病患者に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付、又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、赤磐市とする。

（用具の種目）

第4条 給付等の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とする。

（給付等対象者）

第5条 用具の給付等を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者のうち、別表第1の用具の種目に応じて、それぞれ同表の「障害及び程度」欄に掲げる身体障害者で在宅の者
- (2) 療育手帳を所持する知的障害者のうち、別表第1の用具の種目に応じて、それぞれ同表の「障害及び程度」欄に掲げる知的障害者で在宅の者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する身体に障害のある児童又は知的障害のある児童（以下「障害児」という。）のうち、別表第1の用具の種目に応じて、それぞれ同表の「障害及び程度」欄に掲げる障害児で在宅の者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神疾患のある者のうち、別表第1の用具の種目に応じて、それぞれ同表の「障害及び程度」欄に掲げる精神障害者で在宅の者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する対象疾患のある者のうち、別表第1の用具の種目に応じて、それぞれ同表の「障害及び程度」欄に掲げる難病患者で在宅の者

2 貸与については、前項第1号に掲げる者のうち、別表第1の用具の種目に応じて、それぞれ同表の「障害及び程度」欄に掲げる在宅の者であつて、かつ、所得税非課税世帯に属する者とする。

3 本市以外の市町村の重度障害児（者）日常生活用具給付等事業又は同等のサービスを受けることができる者は、本事業の給付の対象としない。

（給付等の申請）

第6条 用具の給付等は、給付等の対象者（これを現に扶養している者を含む。）からの日常生活用具／給付／貸与／申請書（様式第1号の1）による申請に基づき実施するものとし、難病患者等については、診断書（様式第1号の1の2）を添付したものとする。ただし、排泄管理支援用具については、排泄管理支援用具給付申請書（様式第1号の2）による申請に基づくものとし、住宅改修費については、住宅改修費給付申請書（様式第1号の3）に工事図面及び改修工事見積書を添付したものとする。

2 人工内耳用電池、排泄管理支援用具は、1回の申請で同一年度内において6箇月分まで申請できるものとする。

（給付等の決定）

第7条 申請書を受理した社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、所定の調査書（様式第2号の1。住宅改修費の場合は、様式第2号の2）を作成し、その内容を審査の上、用具の給付等を行うかどうかを決定するものとする。

2 所長は、用具の給付等（住宅改修費を除く。）を決定した場合には、日常生活用具給付決定

通知書（様式第3号の1）、日常生活用具貸与決定通知書（様式第3号の3）又は日常生活用具給付券（貸与の場合を除く。）（様式第4号の1）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式第5号の1）をその申請者に交付するものとする。

- 3 所長は、住宅改修費の給付を決定した場合には、住宅改修費給付決定通知書（様式第3号の2）及び住宅改修費給付券（様式第4号の2）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式第5号の2）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付等）

第8条 所長は、用具の給付を行う場合には、次により行うものとする。

- (1) 用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。
- (2) 業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性を十分勘案の上決定するものとする。
- (3) 点字図書の給付を行うに当たっては、点字図書給付事業実施要領（別紙1）に定めるところによるものとする。
- (4) 住宅改修費の給付を行うに当たっては、住宅改修費給付事業実施要綱（別紙2）に定めるところによるものとする。

- 2 所長は、用具の貸与を行う場合には、次により行うものとする。

- (1) 貸与する用具の引渡し又は引取りは、当該用具を使用する者の居住地において行うものとする。
- (2) 用具の貸与は無償とし、貸与の期間は貸与を受けた者が身体障害者更生援護施設等への入所、その他の事情により、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

（費用の負担及び支払い）

第9条 用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、必要な用具の購入及び改修工事に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。なお、費用を支払う額の基準は、別表第2に定める額とする。

- 2 用具を納付した業者が所長に請求できる額は、別表第1の「基準額」に掲げる額の範囲内において、用具の給付等に必要用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

（用具の管理）

第10条 所長は、未だ給付等を実施していない用具及び貸与者から返還を受けた用具は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 所長は、用具の給付等を実施するに当たって対象者に次の条件を付するものとする。

- (1) 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。なお、

目的に反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(2) 用具の貸与を受けた者は、次の条件を遵守しなければならない。

ア 用具の貸与を受けた者又はこれを扶養する者（以下「借受人」という。）は、当該用具を貸与の目的に反して使用してはならない。又用具を毀損・滅失したときは、直ちに所長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

イ 借受人は、用具を使用する者が、当該用具を必要としなくなったとき又は当該用具の貸与の目的に反したときは、速やかに所長に返還しなければならない。

(帳簿の整理)

第11条 所長は、用具の給付等の状況を明確にするための「日常生活用具／給付／貸与／台帳」(様式第6号)を整備するものとする。

(再給付等)

第12条 所長は、用具の給付を受けた者が前回の給付決定日（第7条第2項及び第3項に規定する通知をした日をいう。以下同じ。）より別表第1の耐用年数欄に規定する期間（以下「耐用年数」という。）を経過していない場合、次の各号に該当するときに限り、申請に基づき用具の再給付をすることができる。ただし、前回の給付決定日より耐用年数を経過している場合には、既に給付された用具が使用できるときを除き、申請に基づき再給付することができる。

(1) 障害の程度に変更があり、給付された用具が使用できなくなった場合

(2) 成長に伴って用具が身体に合わなくなった場合

(3) 修理不能により用具の使用ができなくなった場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、同一家屋に係る居宅生活動作補助用具については再給付しないものとする。

3 同一種目に係る基準額内の追加給付は、入浴補助用具、移動・移乗支援用具に限る。

(介護保険サービスの優先)

第13条 介護保険法（平成9年法律第123号）その他日常生活用具の給付等について定めのある法律（以下「関係各法」という。）により給付等を受けることができる日常生活用具については、原則として関係各法による給付等を優先して適用するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 赤磐市重度障害児・者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成17年赤磐市告示第43号）
は、廃止する。

3 赤磐市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成17年赤磐市告示第44号）
は、廃止する。

附 則（平成21年5月28日告示第69号）

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年5月10日告示第44号）

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月20日告示第67号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年8月17日告示第82号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日告示第27号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月8日告示第83号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年8月21日告示第89号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年12月12日告示第112号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年6月12日告示第62号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第19号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第27号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第31号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月11日告示第3号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月14日告示第25号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第9条関係）

区分	種目	基準額	障害及び程度	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上（児童の場合は、原則として学齢児以上の者）。難病患者の場合は寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	19,600円	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。ただし、児童の場合は下肢又は体幹機能障害2級以上のもので原則として3歳以上の者）重度と判定された知的障害児（者）（児童の場合は、原則として3歳以上の者）。難病患者の場合は寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	3年
	特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。児童の場合は、原則として学齢児以上の者）。難病患者の場合は自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害児（者）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	特殊便器	151,200円	難病患者であって上肢機能に障害がある者	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	入浴担架	82,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。児童の場合は、原則として3歳以上の者）	障害児（者）を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	15,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。児童の場合は、原則とし	介助者が障害児（者）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年

			て学齢児以上の者)。難病患者の場合は寝たきりの状態にある者		
	移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上(児童の場合は、原則として3歳以上の者)。難病患者の場合は下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が重度身体障害児(者)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす(障害児のみ)	33,100円	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
	訓練用ベッド(障害児のみ)	159,200円	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円	下肢又は体幹機能障害3級以上であって、入浴に介助を必要とする者(児童の場合は、原則として3歳以上の者)。難病患者の場合は入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児(者)又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	18,500円	下肢又は体幹機能障害2級以上(児童の場合は、原則として学齢児以上の者)。難病患者の場合は常時介護を要する者	障害児(者)が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	T字状・棒状のつえ	5,300円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	身体の支持やバランスを補助するために用いるもので、1本の脚によるもの	3年
	移動・移乗支援用具	60,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ	8年

具		移動等において介助を必要とする者（児童の場合は、原則として3歳以上の者）。難病患者の場合は下肢が不自由な者	等であること。 ア 障害児（者）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
頭部保護帽	36,750	円 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は重度と判定された知的障害児（者）・精神障害者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
特殊便器	151,200	円 上肢障害2級以上（児童の場合は、原則として学齢児以上の者。）又は重度の知的障害児（者）であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（児童の場合は、原則として学齢児以上の者）又は難病患者であって上肢機能に障害がある者	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
火災報知器	15,500	円 障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児（者）のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は重度と判定された知的障害児（者）（火災発生の感知及び避難が著し	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年

			く困難な障害児（者）のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		
自動消火器	28,700円	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児（者）のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は重度と判定された知的障害児（者）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児（者）のみの世帯及びこれに準ずる世帯）、難病患者（火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	
電磁調理器	41,000円	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。）又は重度と判定された知的障害者	障害者が容易に使用し得るもの	6年	
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害2級以上（児童の場合には、原則として学齢児以上の者に限る。）	視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	10年	
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯。児童を除く。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（児童の場合は、原則として3歳以上の者）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー（吸	36,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児者であっ	障害児（者）が容易に使用し得るもの	5年

	入器)		て、必要と認められる者（児童の場合は、原則として学齢児以上の者）。難病患者の場合は呼吸器機能に障害のある者		
	電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者（児童の場合は、原則として学齢児以上の者）。難病患者の場合は呼吸器機能に障害のある者	障害児（者）が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者（児童を除く。）	障害者が容易に使用し得るもの	10年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者、難病患者であって、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの	—
	盲人用体温計（音声式）	9,000円	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。児童の場合は原則として学齢児以上の者）	視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	5年
	盲人用体重計	18,000円	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
	盲人用血圧計	15,000円	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童の場合は原則として学齢児以上の者）	視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	5年
情報・意思疎通支	携帯用会話補助装置	98,800円	音声機能若しくは言語機能障害児（者）又は肢体不自由児（者）であって、発声・発語に著しい障害を有する者（児童の	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児（者）が容易に使用し得るもの	5年

援用具		場合は、原則として学齢児以上の者)		
情報・通信支援用具	100,000円	上肢障害2級以上、視覚障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難な者に限る。児童の場合は、原則として学齢児以上の者)	IT機器関連周辺機器及びアプリケーションソフトであって、障害児(者)が容易に使用し得るもの(プロテクター、プリンター等を付帯することができる。)	6年
点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の身体障害者であって、必要と認められる者(児童を除く。))	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器	10,400円	視覚障害児(者)であって、本装置によりコミュニケーションの確保が可能になる者	視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	5年
点字タイプライター	63,100円	視覚障害者2級以上(本人が就労若しくは就学しているか、就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	89,800円	視覚障害2級以上(児童の場合は、原則として学齢児以上の者)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	115,000円	視覚障害2級以上(児童の場合は、原則として学齢児以上の者)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6年

			ので、視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	
視覚障害者用拡大読書器	198,000円	視覚障害児（者）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（児童の場合は、原則として学齢児以上の者）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年
盲人用時計	13,300円	視覚障害2級以上。なお、音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。（児童の場合は、原則として学齢児以上の者）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	29,000円	視覚障害2級以上（児童の場合は、原則として学齢児以上の者）	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信でき、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
聴覚障害者用通信装置	FAX 20,000円 FAX以外 71,000円	聴覚障害3級以上又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（児童の場合は、原則として学齢児以上の者）	音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児（者）が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	聴覚障害2級以上であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者（児童の場合は、原則として学齢児以上の者）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児（者）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴	6年

				覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	
人工喉頭	70,100円	音声言語機能障害者（喉頭を摘出した者に限る。児童の場合は、原則として学齢児以上の者）		電動式及び笛式。人工声帯を含む。	4年
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）		視覚障害児（者）（児童の場合は、原則として学齢児以上の者）		編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連携により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—
点字図書		主に、情報の入手を点字によってしている視覚障害児（者）		点字により作成された図書	—
人工内耳電池	空気電池 2,000円 充電電池 7,650円 充電器 24,000円	聴覚障害者で、人工内耳を装着している者		人工内耳に使用できる電池で、専用の空気電池又は充電電池（充電器を含む。）ただし、空気電池と充電電池（充電器を含む。）は併給不可とする。	空気電池 — 充電電池 1年充電器3年
排泄管理支援用具	スト	消化器系	9,000円	直腸又は膀胱障害でストーマを設けている3歳児以上の者	障害児（者）が容易に使用し得るもの
	マ	尿路系	12,000円		
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、		12,000円	次のいずれかに該当する3歳児以上の者 (1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、スト	障害児（者）が容易に使用し得るもの —

	ガーゼ等 衛生用 品)		マの変形のためストーマ装 具を装着することができな い者 (2) 先天性疾患に起因する 神経障害による高度の排尿 機能障害又は高度の排便機 能障害のある者で、紙おむつ 等の用具類を必要とする者 (3) 乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動機能 障害又は乳幼児期以前に発 現した脳原性運動機能障害 と類似の症状を呈する障害 により排尿若しくは排便の 意思表示が困難な者で、医師 の意見書により必要性があ ると認められた者		
	収尿器	8,500円	下肢又は体幹機能障害児(者)	障害児(者)が容易に使用 し得るもの	1年
住宅 改修 費	居宅生活 動作補助 用具	200,000円	下肢、体幹機能障害又は乳幼児 期以前の非進行性の脳病変に よる運動機能障害(移動機能障 害に限る。)を有する者であつ て障害等級3級以上の者(ただ し、特殊便器への取替えをする 場合は上肢障害2級以上の者。 児童の場合は、原則として学 齢児以上の者)。難病患者の場 合は下肢又は体幹機能に障害の ある者	障害児(者)の移動等を円 滑にする用具で設置に小 規模な住宅改修を伴うも の	—

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

- 2 本市が支援している施設入所者のうち、T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、点字器、人工喉頭及び排泄管理支援用具は、給付の対象とする。
- 3 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 4 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。
- 5 排泄管理支援用具及び人工内耳電池の空気電池の基準額は1箇月あたりの額とする。

別表第2（第9条関係）

区分	費用の負担割合
介護・訓練支援用具	給付に要する費用の1割負担（生活保護世帯及び市民税非課税世帯は負担無し。）
自立生活支援用具	給付に要する費用の1割負担（生活保護世帯及び市民税非課税世帯は負担無し。）
在宅療養等支援用具	給付に要する費用の1割負担（生活保護世帯及び市民税非課税世帯は負担無し。）
情報・意思疎通支援用具	給付に要する費用の1割負担（生活保護世帯及び市民税非課税世帯は負担無し。）
排泄管理支援用具	給付に要する費用の1割負担（生活保護世帯及び市民税非課税世帯は負担無し。）
住宅改修費	給付に要する費用の1割負担（生活保護世帯及び市民税非課税世帯は負担無し。）

備考

- 1 障害者等本人若しくは難病患者本人又は世帯員のいずれか（障害者等本人又は難病患者本人が18歳以上である場合にあっては、その配偶者に限る。）が一定所得以上（市民税所得割の納税額が50万円以上）の場合には日常生活用具の給付対象外とする。
- 2 市民税非課税世帯については、障害者等本人又は難病患者本人の属する世帯の全ての世帯員（障害者等本人又は難病患者本人が18歳以上である場合にあっては、その配偶者に限る。）が日常生活用具の申請のあった月の属する年度（4月から6月までの間に申請のあった場合は、その月の属する年度の前年度）分の市民税が非課税である世帯とする。
- 3 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

様式第1号の1(第6条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">日常生活用具 給付 貸与 申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">赤磐市社会福祉事務所長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">(対象者との続柄)</p> <p style="margin: 10px 0;">下記により日常生活用具の 給付 貸与 を申請します。</p>							
対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日	日生(歳)	
	住所						
	手帳番号		県第 号	年 月 日	交付		
	障害名等				障害等級		
	施設入所希望の有無	希望(施設) 希望しない					
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考	〔対象者に対する介護の状況等〕	
給付(貸与)を希望する理由							
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部、全部) 3 自分でできる	
給付(貸与)を受けたい用具の名称				希望する形式 規 模 等			
給付(貸与)上特に希望する事項							
備考							

(注意) 1 様式中、給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。

様式第1号の1の2(第6条関係)

診 断 書

年 月 日生 男・女

患者氏名

患者住所

疾 患 名

症 状(日常生活用具を必要とする身体の状況等)

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。
(当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

担当医師 氏名

様式第1号の2(第6条関係)

排泄管理支援用具給付申請書
(日常生活用具)

年 月 日

申請者

住所

(TEL — —)

氏名

(給付対象者との続柄)

赤磐市社会福祉事務所長 様

下記により排泄管理支援用具(日常生活用具)の給付を申請します。

この申請につき、社会福祉事務所長が私又は私の世帯員の税務関係情報の調査を行うこと及び税務関係課長が回答することに同意します。

対 象 者	住 所				
	ふりがな 氏 名				
	生年月日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女	
身体障害者手帳 番 号	県 第 号(級) (年 月 日 交付)				
障 害 名					
給付を受けたい 用具の名称					
希望する業者名					
該当する所得区分	生活保護世帯 ・ 市民税非課税世帯 ・ 市民税課税世帯				
備 考					

様式第1号の3(第6条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">住宅改修費給付申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">赤磐市社会福祉事務所長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">申請者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">(対象者との続柄)</p> <p style="margin: 10px 0;">次により住宅改修費の給付を申請します。</p>										
対象者	氏名			男・女	生年月日	年 月 日生(歳)				
	住所									
	手帳番号			県第 号	年 月 日交付					
	障害名等					障害等級				
	施設入所希望の有無	希望()		施設	希望しない					
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備 考	{対象者に対する介護の状況等}				

給付を希望する理由										
改修を行う住宅の住所										
改修工事内容	区 分				居宅生活動作補助用具					
	1 手すりの取付け	2 床段差の解消			1 便器					
	3 床材の変更	4 扉の取替え			2 手すり					
5 便器の取替え					3 スロープ					
6 その他()					4 その他()					
過去の日常生活用具等の給付又は貸与の状況										
現在の住まいの状況	住 宅	1 自宅	借家の場合 貸主諾否	1 承諾	浴 槽	1 和式	便 器	1 和式		
		2 借家		2 否(いつ承諾を得るか)		2 洋式		2 洋式		
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助が必要	排 便	1 他人の介助が必要	移 動	1 車いす使用	2 他人の介助を必要 (一部、全部)	1 和式		
		2 清拭のみ		2 便器(携帯用)使用		2 他人の介助を必要 (一部、全部)		2 洋式		
		3 入浴、清拭ともし ていない		3 自分でできる		3 なし	3 携帯用	3 携帯用		
		4 自分でできる		3 自分でできる				3 自分でできる		

様式第2号の1(第7条関係)

調査書(日常生活用具給付等事業)

①申請書受理番号 年 月 日	番号 年 月 日	②申請者 氏 名		③対象者との続柄	
④対象者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日生(歳)	
	住 所				
	手帳番号	障 害 名 等		障 害 等 級	施設入所の有無
⑤住まいの状況	1 自 家 2 借 家(貸主の諾否)				
⑥給付(貸与)後の生活の状況	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動・その他該当する動作に○)		その他の状況		
	1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても全介助 4 給付しても一部介助 5 その他 ()		1 コミュニケーションが容易になる 2 情報入手が容易になる 3 (在宅生活・独居)が可能になる 4 その他 ()		
⑦給付(貸与)の必要の有無	1 有 2 無	⑧給付(貸与)する(しない)理由			
⑨給付(貸与)する用具(型)		⑩予 定 価 格		円	
⑪給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	円	⑫公 費 負 担 予 定 額		円	
⑬その他特記事項					
年 月 日					
調査員 役職名					
氏 名					
㊟					

- (注意) 1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。
2 貸与の場合には⑩～⑫欄は不要であること。

様式第2号の2(第7条関係)

調査書(住宅改修費給付事業)

①申請書受理番号 年 月 日		番号 年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者と の 続 柄	
④対象者	氏 名		男・女	生年月日		年 月 日	日生 (歳)
	住 所						
	手帳番号		障害名等		障害 等級		施設入所 の有・無
⑤住まい の 状 況	1 自家 2 貸家 (貸主の諾否)		⑦給付(貸与)後の 介護の状況		1 自力で(入浴・排便・移動)ができるようになる 2 一部介助で(入浴・排便・移動)ができるようになる 3 給付しても(入浴・排便・移動)は他人の一部介助が必要 4 給付しても(入浴・排便・移動)は他人の全介助が必要 5 その他()		
⑥施設入所 の 申 請 の 有 ・ 無	1 申請している 2 申請していない		入浴・排便・移動の該当する部分に○印				
⑧住宅改修費 給付の必要 の 有 無	1 有 2 無		⑨給付する(しない)理由				
⑩住宅改修 工事の内容				⑪ 予 定 価 格	円		
⑫ 給付を受ける者又は 扶養する者が支払う べき額				円	⑬ 公費負担予定額	円	
⑭ そ の 他 特 記 事 項	※ 改修工事を行う住宅の所在地や給付する居宅生活動作補助用具(手すりや便器等)について記載する。						
年 月 日				調査員 役職名		氏 名	
						⑮	

(注) 改修工事見積書や工事図面を必ず添付し、工事の内容を明確にしておくこと。

様式第3号の1(第7条関係)

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

赤磐市社会福祉事務所長

さきに申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

①給付番号	第 号	②給付決定年月日	年 月 日		
③対象者氏名		手帳番号			
④給付する用具名 (含む形式規模等)		⑤納入業者名			
		⑥納入業者の住所			
		(電話)			
⑦価格	円	⑧ 給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額	円	⑨ 公費負担額	円
注意事項	1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。				

様式第3号の2(第7条関係)

住宅改修費給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

赤磐市社会福祉事務所長

さきに申請のありました住宅改修費につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

① 給付番号	第 号	② 給付決定 年 月 日	年 月 日		
③ 対象者氏名		手帳番号			
④ 改修する住宅の住所					
⑤ 住宅改修の内容及び 給付する居宅生活補助 用 具 名		⑥ 業者名			
		⑦ 業者の住所 (電話)			
⑧ 価 格	円	⑨ 給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額	円	⑩ 公費負担額	円
注 意 事 項	1 住宅改修費は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。				

様式第3号の3(第7条関係)

日常生活用具貸与決定通知書

第 号
年 月 日

様

赤磐市社会福祉事務所長

さきに申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

① 貸与番号	第 号	② 貸与決定 年 月 日	年 月 日
③ 対象者氏名		手帳番号	
④ 貸与する用具名 (含む形式規模等)			
注 意 事 項	1 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 2 用具の一部又は全部を、損傷し、又は消滅した場合には、直ちに市にその状況を報告し、その指示に従ってください。 3 用具を必要としなくなったときは、速やかに市に申し出てください。		

様式第4号の1(第7条関係)

日常生活用具給付券			
①給付番号	第 号	②給付券発行年月日	年 月 日
③対象者氏名		④生 年 月 日	年 月 日生
⑤居 住 地			
⑥扶養する者氏名		⑦対象者との続柄	
⑧給付する用具名 (形式、規模等)	⑨価 格	⑩給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	⑪公 費 負 担 額
	円	円	円
⑫納入業者名			
⑬納入業者の住所 (電話)			
⑭この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限		業者の公費支払請求期限
	年 月 日		年 月 日
上記のとおり決定する 年 月 日 赤磐市社会福祉事務所長			
⑮業者の納付した日	⑯給付を受けた者又は扶養をする者より受領した額		⑰受領業者名及び年月日
年 月 日	円		年 月 日
⑱用具受領者 氏名 印		本人との続柄	⑲検収者 職名
			氏名
⑳その他特記事項			

(注) 本表は①～⑭⑱は実施主体が、⑮～⑰までは納入した業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第4号の2(第7条関係)

住 宅 改 修 費 給 付 券				
①給付番号	第 号	②給付券発行年月日	年 月 日	
③対象者氏名		④生 年 月 日	年 月 日生	
⑤居 住 地				
⑥扶養する者氏名		⑦対象者との続柄		
⑧住宅改修工事の内容	⑨価 格	⑩給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	⑪公 費 負 担 額	
	円	円	円	
⑫業 者 名				
⑬業 者 の 住 所 (電話)				
⑭この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限		業者の公費支払請求期限	
	年 月 日		年 月 日	
上記のとおり決定する 年 月 日				
赤磐市社会福祉事務所長				
⑮改修工事の完了した日	⑯給付を受けた者又は扶養をする者より受領した額		⑰受領業者名及び年月日	
年 月 日	円		年 月 日	
⑱住宅改修費受給 対象者(保護者) 氏名 印	記入年月日		⑲確 認 者	
	年 月 日	本人との続柄		確認年月日 年 月 日
				職 名
			氏 名	
⑳その他特記事項				

(注) 本表は①～⑭⑱は実施主体が、⑮～⑰までは納入した業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第5号の1(第7条関係)

却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

赤磐市社会福祉事務所長

年 月 日に申請のありました日常生活用具の 給付
貸与 につきましては、審
査の結果却下することに決定しましたので通知します。

(却下理由)

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に赤磐市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、赤磐市を被告として(訴訟において赤磐市を代表する者は赤磐市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第5号の2(第7条関係)

却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

赤磐市社会福祉事務所長

年 月 日に申請がありました住宅改修費の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

(却下理由)

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に赤磐市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、赤磐市を被告として(訴訟において赤磐市を代表する者は赤磐市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別紙1（第8条関係）

点字図書給付事業実施要領

- 1 給付対象の点字図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。ただし、点字新聞については、給付対象とするものとする。
- 2 給付の限度は、給付対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻とする（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）。
また、点字新聞の年間購読をする場合は、1タイトル、1巻として給付できるものとする。
- 3 点字図書を給付することができる出版施設は、厚生労働省が指定した点字図書給付対象出版施設とする（以下「出版施設」という。）。
- 4 給付を受けようとする者（これを現に扶養している者を含む。）は、「日常生活用具（点字図書）給付対象者登録申請書」（様式第1号）によりあらかじめ登録の申請を行うものとする。
- 5 社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、その申請内容について給付対象者として適格であるか確認し、該当者を「点字図書給付台帳」（様式第2号）（以下「給付台帳」という。）に登録し、「日常生活用具（点字図書）給付対象者登録決定通知書」（様式第3号）を申請者に交付するものとする。
- 6 申請者は出版施設に、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（様式第4号）（以下「証明書」という。）の送付を依頼し、その証明書を添えて、所長に点字図書の給付を申請する。
- 7 所長は、申請者、出版施設等の事項を確認の上、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付する。
- 8 申請者は、証明書に自己負担額を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受ける。
- 9 所長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認の上、公費負担分（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。
- 10 所長は、申請に基づき市内の給付対象者を把握するとともに、必要事項を登録台帳に記載し、台帳の整備を行うものとする。
- 11 所長は、郵送による給付申請の受付等、給付を受けようとする視覚障害者（児）等の利用を考慮して実施するものとする。
- 12 所長は、事業実施に際して給付の対象となる視覚障害者（児）等に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。

別紙2（第8条関係）

住宅改修費給付事業実施要綱

- 1 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害児（者）が段差解消など住環境の改善を

行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

- 2 事業の実施主体は、赤磐市とする。
- 3 給付対象者は、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者及び学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者）とする。
- 4 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修
- 5 住宅改修費の給付の対象となる住宅は、給付対象者が現に居住する住宅（借家の場合は、家主の承諾を必要とする。）であり、身体の状態、住宅の状態等を勘案して実施主体が必要と認める場合に給付するものとする。
- 6 住宅改修費の給付は、基準額を限度とする。なお、基準額については、別表に定めるところによる。
- 7 社会福祉事務所長は、事業実施に際して給付の対象となる身体障害者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。

様式第1号(別紙1関係)

日常生活用具(点字図書)給付対象者登録申請書

年 月 日

赤磐市社会福祉事務所長 様

申請者
住 所
氏 名
(対象者との続柄)

次により、日常生活用具(点字図書)給付対象者登録を申請します。

対	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生(歳)
	住 所				
象 者	身体障害者手帳番号	県第	号	年 月 日交付	
	障 害 名				
	情報の入手手段				

様式第2号(別紙1関係)

点字図書給付台帳

対象者等氏名 住 所 電 話 番 号 障害名・等級						
年 月 日	給付図書	巻数	出版施設	価 格	自己負担額	公費負担額

様式第3号(別紙1関係)

日常生活用具(点字図書)給付対象者登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

赤磐市社会福祉事務所長

さきに申請のありました日常生活用具(点字図書)給付対象者登録については、次のとおり
決定
却下
になりましたので通知します。

- 1 登録番号
- 2 対象者氏名
- 3 却下理由

様式第4号(別紙1関係)

点字図書発行証明書

給付対象者
氏名

給付申請者
氏名

住所

電話番号

給付申請図書

図書名

出版施設名



価格

巻数

自己負担額

給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明する。

年 月 日

赤磐市社会福祉事務所長

様式第1号の1 (第6条関係)

様式第1号の1の2 (第6条関係)

様式第1号の2 (第6条関係)

様式第1号の3 (第6条関係)

様式第2号の1 (第7条関係)

様式第2号の2 (第7条関係)

様式第3号の1 (第7条関係)

様式第3号の2 (第7条関係)

様式第3号の3 (第7条関係)

様式第4号の1 (第7条関係)

様式第4号の2 (第7条関係)

様式第5号の1 (第7条関係)

様式第5号の2 (第7条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第1号 (別紙1関係)

様式第2号 (別紙1関係)

様式第3号 (別紙1関係)

様式第4号 (別紙1関係)